

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

### 告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

（長寿社会政策課）

三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

（同）

三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

（同）

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

（同）

四

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

（同）

四

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

（同）

五

○海岸保全区域の変更

（水産業基盤整備課）

五

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

（同）

六

○道路の区域変更（三件）

（道路課）

六

○道路の供用開始（二件）

（同）

七

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第五十二号を第五十三号とし、第三十五号から第五十一号までを一号ずつ繰り下

げ、同項第三十四号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第六十六条の規定による事業の施行について周知させるための措置等（公告に係るものを除く）。

第十八条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項

及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

チ 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規

定による土地等の占有者への通知

リ 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調査及び物

件調査の作成

ヌ 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

ル 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

ヲ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の

規定による支払をする旨の通知

ワ 第九十五条の規定による権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

第十九条中第十五号を第十六号とし、第一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号

として次の一号を加える。

一 土地収用法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項

及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

チ 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占有者への通知

リ 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物件調書の作成

ル 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

レ 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

ロ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の規定による支払をする旨の通知

ヲ 第九十五条の規定による権利取得裁判に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

二十三 第二十条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土地収用法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

チ 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占有者への通知

リ 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物件調書の作成

ル 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

レ 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

ロ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の規定による支払をする旨の通知

ヲ 第九十五条の規定による権利取得裁判に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

二十三 第二十条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土地収用法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

ル 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

レ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の規定による支払をする旨の通知

ヲ 第九十五条の規定による権利取得裁判に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

二十三 第二十一条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土地収用法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

チ 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占有者への通知

リ 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物件調書の作成

ル 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

レ 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

ロ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の規定による支払をする旨の通知

ヲ 第九十五条の規定による権利取得裁判に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

二十三 第二十条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土地収用法の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項ただし書の規定による立入りの通知及び同条第三項の規定による立入り等

ロ 第十二条第一項の規定による立入りの通知

ハ 第十四条第一項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに同条第二項及び第三項の規定による所有者等への通知

ニ 第十五条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による証券の発行

ホ 第十五条の十四の規定による説明会の開催その他の措置

ヘ 第十八条第二項第四号から第六号までの規定による土地の管理者及び行政機関の意見の照会

ト 第二十八条の二の規定による補償等について周知させるための措置

チ 第三十五条第一項の規定による土地等への立入り、測量又は物件の調査及び同条第二項の規定による土地等の占有者への通知

リ 第三十六条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条の二の規定による土地調書及び物件調書の作成

ル 第三十六条の二第五項の規定による公告があった旨の通知

レ 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払請求の受理

ロ 第四十六条の四第一項の規定による一件一億五千万円未満の補償金の支払及び同条第三項の規定による支払をする旨の通知

ヲ 第九十五条の規定による権利取得裁判に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行により、新たに地方機関の長が処理することとなる事務であつて、この規則の施行の際現に知事が処理しているものについては、改正後の事務委任規則の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

# 告 示

○宮城県告示第九百七十五号  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一一〇〇七四三	カーサ岩沼 訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日
○四七〇七〇一一六〇	ケアステーション福福 名取市相互五台二丁目十七番 一号	みみみみんなの株式会社	平成二十八年 九月十五日

## 二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇七〇一一五二	アースサポート名取 名取市大手町四丁目十四番 九号	アースサポート株式会社	平成二十八年 九月一日

## 三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇二〇二八六二	百巻いろは 石巻市鹿妻南五丁目五番十 七号	株式会社エターナルキャ スト	平成二十八年 九月一日
○四七〇三〇〇九五五	サテライトケアセンター仙 塩通所介護事業所 塩竈市西玉川町十番一号	シンフォニーケア株式会 社	平成二十八年 九月一日
○四七〇九〇〇八二〇	サテライトケアセンター第 2仙塩通所介護事業所 多賀城市栄一丁目五番九号	合同会社地域ケア開発機 構	平成二十八年 九月一日

## 四 特定施設入居者生活介護

○四七二二〇一六二四	デイサービスみんなの家幸 登米市中田町宝江新井田字 新姥沼百九十	有限会社みんなの家	平成二十八年 十月一日
○四七二二〇一三三四	通所介護ほつとあい 柴田郡大河原町字町二百七 十九番一	特定非営利活動法人ほつ とあい	平成二十八年 十月一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一〇〇七一九	カーサ岩沼 介護付有料老 人ホーム 岩沼市中央三丁目七番十六 号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日

## ○宮城県告示第九百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇三〇〇九六三	ケアプランしおがま 塩竈市清水沢四丁目三十九 番一号	株式会社リッソワ	平成二十八年 九月一日
○四七一〇〇七三五	カーサ岩沼 居宅介護支援 事業所 岩沼市中央三丁目七番十六 号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日
○四七〇五〇一一二三	はあとライフえにし 気仙沼市東八幡前十一番地 五小松アパート一号室	株式会社えにし	平成二十八年 十月十五日

## ○宮城県告示第九百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二一〇〇七四三	カーサ岩沼 訪問介護事業所 岩沼市中央三丁目七番十六号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日
〇四七〇七〇一六〇	ケアステーション福福 名取市相互台二丁目十七番 一号	みみみみんなの株式会社	平成二十八年 九月十五日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇七〇一五二	アースサポート名取 名取市大手町四丁目十四番 九号	アースサポート株式会社	平成二十八年 九月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二八六一	百笑いろは 石巻市鹿妻南五丁目五番十 七号	株式会社エターナルキャ スト	平成二十八年 九月一日
〇四七〇三〇〇九五五	サテライトケアセンター仙 塩通所介護事業所 塩竈市西玉川町十番一号	シンフォニーケア株式会 社	平成二十八年 九月一日
〇四七〇九〇〇八二〇	サテライトケアセンター第 2仙塩通所介護事業所 多賀城市栄一丁目五番九号	合同会社地域ケア開発機 構	平成二十八年 九月一日
〇四七一〇〇七二七	カーサ岩沼 デイサービス センターひだまり 岩沼市中央三丁目七番十六 号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日
〇四七〇二〇二八七〇	花水木デイサービスセンタ 1もとまち 石巻市中央一丁目十四番五 号B棟二階	社会福祉法人一視同仁会	平成二十八年 十月一日
〇四七二二〇一六二四	デイサービスみんなの家幸 登米市中田町宝江新井田字 新姥沼百九十	有限会社みんなの家	平成二十八年 十月一日
〇四七二二〇一三三四	通所介護ほっとあい 柴田郡大河原町字町二百七 十九番一	特定非営利活動法人ほっ とあい	平成二十八年 十月一日

四 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一〇〇七一九	カーサ岩沼 介護付有料老 人ホーム 岩沼市中央三丁目七番十六 号	株式会社アイ・ケイ・サ ポート	平成二十八年 九月一日

〇宮城県告示第九百七十八号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業  
者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十八年十二月二日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇二〇一一	ショートステイうさぎの家 石巻市門脇町三丁目十二番 九号	株式会社明美会	平成二十八年 九月三十日

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇二七九	J Aみやぎ登米介護支援セ ンター 登米市迫町佐沼字末広五十 九番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十八年 十月一日

三 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇二七九	J Aみやぎ登米介護支援セ ンター 登米市迫町佐沼字末広五十 九番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十八年 十月一日

〇宮城県告示第九百七十九号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業

者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七三二〇〇四三六	おんべこケアプランセンター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四番地の一	株式会社アルカディア	平成二十八年十月一日
〇四七一五〇一五一〇	居宅介護支援事業所リベラ 大崎市古川旭五丁目三番三 号STビルB棟	合同会社リベラ	平成二十八年十月十四日
〇四七〇五〇〇三五六	ハック居宅介護支援センター 気仙沼市上田中二丁目六番 地四	株式会社ハック	平成二十八年十月三十一日

〇宮城県告示第九百八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ―ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇七〇一〇二〇	リハビリデイサービスnagomi 名取市増田八丁目一番二十 三号	g C ス ト ー リ ー 株 式 会 社	平成二十八年九月三十日
〇四七一五〇二三五一	デイサービスセンターまや 大崎市岩出山字上真山九十 田三十二番地十	株式会社ループ	平成二十八年九月三十日
〇四七二二〇〇七二四	通所介護ほつとあい 柴田郡大河原町字町二百七 十九番地の一	特定非営利活動法人ほつ とあい	平成二十八年九月三十日
〇四七〇二〇二〇三七	デイサービスはまかぜの家 石巻市あけぼの三丁目十三 番八号	企業組合石巻地方中高年 雇用福祉事業団	平成二十八年十月三十一日

二 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇二〇一一	ショートステイうさぎの家 石巻市門脇町三丁目十二番 九号	株式会社明美会	平成二十八年九月三十日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇〇二七九	J A み や ぎ 登 米 介 護 支 援 セ ン タ ー 1 登米市迫町佐沼字末広五十 九番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十八年十月一日

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二二〇〇二七九	J A み や ぎ 登 米 介 護 支 援 セ ン タ ー 1 登米市迫町佐沼字末広五十 九番一	みやぎ登米農業協同組合	平成二十八年十月一日

〇宮城県告示第九百八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第六百九十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区	指定区域
	三陸南沿岸	平磯漁港		
				次に掲げるイ点からオ1点までを順次結んだ直線及びイ点とオ1点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 本吉郡南三陸町志津川字平磯百五十八番地内四級基準点 イ点 基点A点から二〇五度三〇分三〇七・一メートルの地点 ロ点 イ点から八二度一三分六四・三メートルの地点 ハ点 ロ点から一八〇度四一分九一・六メートルの地点 ニ点 ハ点から一八〇度四一分九一・六メートルの地点 ホ点 ニ点から一六度五九分二八・四メートルの地点 ヘ点 ホ点から二八六度三七分一二・八メートルの地点



同市坂津田字筒目木七六番一地先まで	後	九・〇 三三・〇	一一・〇
-------------------	---	-------------	------

○宮城県告示第九百八十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県七ヶ浜町花測浜字浜沼三八番一九地先から 同郡同町花測浜字金色一番一地先まで	前	A	B	二二・五 八九・八	一一〇・〇
	後	A	B	二二・五 八九・八	一一〇・〇

○宮城県告示第九百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂二〇番八地先から 同郡同町菖蒲田浜字長砂一九番五二地先まで	前	A	B	一五・〇 三〇・七	一一〇・〇
	後	A	B	一五・〇 三〇・七	一一〇・〇

○宮城県告示第九百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森柴田線	角田市坂津田字上一七八番地先から 同市坂津田字筒目木七六番一地先まで	平成二十八年 十二月二日

○宮城県告示第九百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	出島線	牡鹿郡女川町出島字福合浦八番地先から 同郡同町出島字別当浜二番一地先まで	平成二十八年 十二月二日